

別紙 1

移住支援金の交付申請に関する誓約事項

- 1 兵庫県移住支援事業に関する報告及び立入調査について、兵庫県及び香美町から求められた場合には、それに応じます。
- 2 以下の場合には、香美町移住支援金交付要綱に基づき、移住支援金の全額又は半額を返還します。
 - (1) 移住支援金の申請に当たって、虚偽の内容を申請したことが判明した場合：全額
 - (2) 移住支援金の申請日から3年未満に香美町以外の市区町村に転出した場合：全額
 - (3) 兵庫県移住支援事業・マッチング支援事業及び起業支援事業実施要領に基づく交付決定を取り消された場合：全額
 - (4) 移住支援金の申請日から3年以上5年以内に香美町以外の市区町村に転出した場合：半額
(就業の場合のみ)
 - (5) 移住支援金の申請日から1年以内に移住支援金の要件を満たす職を辞した場合：全額

ただし、2 (2) 及び (4) について、移住支援金を受給した県内市町から県内の他の事業実施市町や地域へ転出又は転居した場合は、返還すべき額の4分の3について返還を求めないものとする。